



島根県報

平成21年3月23日（月）

号外第34号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	2
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	4
島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	5
島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	5

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月23日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第1号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「7課」を「8課」に、「警務課」を「警務課
人材育成課」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(6) 取調べ監督室に関する事。

第7条中第10号を削り、第11号を第10号とし、同条の次に次の1号を加える。

(人材育成課)

第7条の2 人材育成課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関する事務一般に関する事。
- (2) 職員の安全運転管理に関する事。
- (3) 警察教養施設の整備及び運営に関する事。

第8条第6号を削る。

第10条の2の見出し及び同条第1項中「公安委員会補佐室」の次に「及び取調べ監督室」を加え、同条に次の1項を加える。

3 取調べ監督室においては、被疑者取調べの監督に関する事務をつかさどる。

第10条の5を削る。

第11条中「4課」を「5課」に、「地域課」を「地域課
通信指令課」に改める。

第12条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 子どもの生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪の未然防止に関する事。

第13条第8号を削り、同条の次に次の1号を加える。

(通信指令課)

第13条の2 通信指令課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 110番通報の処理に関する事。
- (2) 通信指令業務に関する事。
- (3) 緊急配備に関する事。
- (4) 無線通信の運用に関する事。
- (5) 通信指令システムの保守管理に関する事。

第16条第2項第1号中「に関する事」の次に「（第12条第9号に掲げる事務を除く。）」を加える。

第17条の見出し及び同条第1項中「及び通信指令室」を削り、同条第3項を削る。

第19条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号を削り、第9号を第5号とし、同条の次に次の1号を加える。

(6) 刑事企画室に関する事。

第19条中第10号を第7号とし、第11号を削る。

第24条を次のように改める。

(刑事企画室及び機動捜査隊)

第24条 捜査第一課に、刑事企画室及び機動捜査隊を附置する。

2 刑事企画室は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 刑事警察に関する制度及び刑事警察の運営に関する企画及び立案に関する事。
- (2) 刑事法令一般の調査及び研究に関する事。
- (3) 犯罪統計に関する事。
- (4) 刑事資料の調査、収集及び管理に関する事。
- (5) 犯罪捜査の合理化及び適正化に関する事。
- (6) 指名手配に関する事。
- (7) 国際捜査共助に関する事。
- (8) 国際対策に関する企画及び調整に関する事。
- (9) 国際犯罪捜査（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。

3 機動捜査隊は、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 緊急に出動を要する事件の初動捜査
- (2) 犯罪多発地域におけるよう撃捜査
- (3) 殺人、強盗、強姦、放火その他の重要事件の捜査
- (4) 前3号に掲げるもののほか、警察本部長（以下「本部長」という。）が特に命じた事件の捜査

第35条に次の1号を加える。

(7) 警衛準備室に関する事。

第36条の2の次に次の1条を加える。

(警衛準備室)

第36条の3 警備第二課に、警衛準備室を附置する。

2 警衛準備室においては、皇太子同妃両殿下の島根県への行啓に伴う警衛に関する事務をつかさどる。

第40条第2項中「及び監察官」を「、監察官及び監査官」に改め、「、監査官は、警視正又は警視の階級にある警察官を」を削る。

第43条の2の次に次の1条を加える。

(取調べ監督室長)

第43条の3 取調べ監督室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、取調べ監督室の事務をつかさどる。

第47条を次のように改める。

(企画官)

第47条 本部の警務課に、企画官を置く。

- 2 企画官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 企画官は、所管行政に関する企画、調査及び総合調整等に関する事務をつかさどる。

第47条の2第1項中「教養推進室」を「本部の人材育成課」に改める。

第47条の3を削る。

第51条の見出しを「(刑事企画室長)」に改め、同条第1項及び第3項中「通信指令室」を「刑事企画室」に改める。

第52条を削り、第51条の2を第52条とする。

第59条の2の次に次の1条を加える。

(警衛準備室長)

第59条の3 警衛準備室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、警衛準備室の事務をつかさどる。

第61条第1項中「係」の次に「(班を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成21年3月26日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月23日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第2号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則(平成17年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

本則の表出雲警察署日御碕駐在所の項所管区の区域の欄中「宇龍」の次に「、鷺浦、鶴峠」を加える。

本則の表出雲警察署鶴鷺駐在所の項を削る。

本則の表大田警察署所在地の項所管区の区域の欄中「大田市大田町」の次に「、長久町の一部(長久)」を加える。

本則の表大田警察署富山駐在所の項を削る。

本則の表大田警察署山口駐在所の項所管区の区域の欄中「富山町才坂の一部(長沢)」を「富山町」に改める。

本則の表大田警察署静間駐在所の項所管区の区域の欄中「長久町」の次に「(大田警察署所在地の所管区の区域を除く。)」を加える。

本則の表川本警察署阿須那駐在所の項を削る。

本則の表川本警察署口羽駐在所の項所管区の区域の欄中「上田」の次に「、阿須那、木須田、雪田、戸河内、宇都井、今井」を加える。

本則の表川本警察署都賀駐在所の項所管区の区域の欄中「比敷」の次に「、潮村、長藤、都賀行」を加える。

本則の表川本警察署都賀行駐在所の項を削る。

本則の表江津警察署江津駅前交番の項名称の欄中「江津警察署江津駅前交番」を「江津警察署所在地」に改め、同項位置の欄中「江津市江津町」を「江津警察署内」に改める。

本則の表浜田警察署西交番の項所管区の区域の欄中「笠柄町」の次に「、熱田町(浜田警察署長浜駐在所の所管区の区域を除く。)」を加える。

本則の表浜田警察署熱田駐在所の項を削る。

本則の表益田警察署幸町交番の項を次のように改める。

益田警察署 所在地	益田警察署内	益田市のうち染羽町、七尾町、本町、幸町、土井町、昭和町、三宅町、東町、多田町、大谷町、久々茂町、栃山町、岩倉町、波田町、下波田町、馬谷町、長沢町 (益田警察署高城駐在所の所管区の区域を除く。)
--------------	--------	---

本則の表益田警察署益田駅前交番の項所管区の区域の欄中「高津八丁目」の次に「、久城町、乙吉町、下本郷町」を加える。

本則の表津和野警察署所在地の項所管区の区域の欄中「除く。)」の次に「、高峯、田二穂、名賀、内美、部栄、邑

輝」を加える。

本則の表津和野警察署畑迫駐在所の項を削る。

本則の表津和野警察署日原駐在所の項所管区の区域の欄中「瀧谷」の次に「、左鏡」を加える。

本則の表津和野警察署左鏡駐在所の項を削る。

本則の表津和野警察署柿木駐在所の項所管区の区域の欄中「のうち木部谷、大野原、柿木、白谷、下須」を削る。

本則の表津和野警察署福川駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 23 日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第 3 号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 項を削る。

本則第 2 項中「条例」を「島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）」に、「島根県警察本部長」を「警察本部長」に改め、同項を本則第 1 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の決定に基づく定員の部内の配分は、次表のとおりとする。

本部署別	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	46	69	134	75	112	436	214	650
警 察 署	22	75	243	349	345	1,034	109	1,143
計	68	144	377	424	457	1,470	323	1,793

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 23 日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第 4 号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条の 2」の次に「・第27条の 3」を加える。

第27条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（75歳以上の者の運転免許更新等に係る記憶機能及びその他の認知機能に関する検査に従事しようとする者に対する講習）

第27条の 3 75歳以上の者の運転免許更新等に係る記憶機能及びその他の認知機能に関する検査に従事しようとする者に

対する講習を受講しようとする者は、講習受講申請書（様式第31号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対し、別に定める講習終了証明書を交付するものとする。

様式第30号の次に次の様式を加える。

様式第31号 (第27条の3 関係)

	受理年月日	年 月 日
	受理番号	
講習受講申請書		
年 月 日		
島根県公安委員会 殿		
75歳以上の者の運転免許更新等に係る記憶機能及びその他の認知機能に関する検査に従事しようとする者に対する講習の受講について手数料を添えて申請します。		
住 所		
氏 名		
生年月日		
※ 講習項目の一部について免除される場合は、補充講習等の修了証の写しを添付すること。		
島根県収入証紙はり付け欄		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

2 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表島根県道路交通法施行細則の部第27条の項の次に次のように加える。

第27条の 3	講習受講申請書の受理及び講習終了証明書の交付
---------	------------------------